

平成30年あきる野市農業委員会 6月総会議事録

平成30年6月26日(火)午前9時30分、平成30年あきる野市農業委員会6月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局 野口創、金子公晃

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午前9時30分

(事務局長) おはようございます。ちょっと時間より早いのですが、全員お揃いなので始めさせていただきます。視察、ご苦勞様でした。いろいろありがとうございました。視察に際しましては、兵頭さん、いろいろお世話になりまして、大変ありがとうございました。すみませんでした。それで、『西の台地』なんですけれども、今回からこういうカラー印刷でやることになりました。4月13日に生産緑地指定下限面積の引き下げについての要望書を、会長と職務代理と市長に提出させていただきました。内容を見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。あと、梅雨なんですけれども、大変暑い日が続くという予報も出ておりますので、皆さん体には注意していただいて農作業に励んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、ただ今から、平成30年あきる野市農業委員会6月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、5月30日に文京シビックホールで開催された平成30年度全国農業委員会会長大会に出席いたしました。また、6月18日に中野サンプラザで開催された東京都農業会議第123回通常総会に出席いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は堀江委員と田中克博委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございました。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、番号1を事務局より説明願います。

(事務局) はい。それでは議案書1ページをお願いいたします。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。平成30年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて、番号1について担当の笹本委員、説明をお願いします。

(笹本委員) はい。それでは番号1をご説明させていただきます。案内図につきましては、お手元の資料の6ページと7ページになります。現地の調査につきましては、6月20日に行って参りました。6ページの案内図の上の方、〇〇〇番地ですが、これは地図の右側はもう多摩川になっておりまして、多摩橋の数百メートル上流の西側という事で、そして南側の下の方には平井川が流れております、森山町内の一角でございます。それで申請地の〇〇〇番の土地の南側に、〇〇△△さん、〇〇●●さんという家がございまして、ここが申請人の自宅になりまして、

自宅付きの近くの畑でございます。現在は根菜が作られております。それと、もう1つが△△△△ー△番地になります。案内図の7ページになりますが、これは真ん中少し上にちょっと幅員のある道路が東西に走っておりますが、これが草花を通る福生から来ますバス通りになりまして、下草花のバス停があります●●方向になります。ちょっと南側傾斜の斜面になっておりますが、草花につきましてはすごく作土が良く、ここもネギ等、野菜物が作られておりますが、耕作につきましては何ら問題はございません。それで申請人の○○●●さんでございますが、公務員でございますが、やはり耕作は、平日はなかなか来れないので、土曜、日曜に耕作ができるような作物の作付けを行っております。また、○○□さん同様、ファーマーズセンターの会員になっておりますので、販路につきましても、この先、何ら問題はございません。そういう事で適格者である事は問題はないと思っておりますので、慎重なるご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何か質問はありますでしょうか？これ、今日は新規の納税猶予の案件ですので、ご本人もこれから来ていただきますので、ぜひ質問がありましたら、ここで聞いていただきたいと思っております。何か質問ありますか？

(谷澤職務代理) あの、地図の6ページの○○○番なんですけど、自宅の北側という事ですが、この○○○番の右側にある道路までの間の部分は、違うのですか？また別の方の？

(笹本委員) これは他の人の土地だと思います。

(事務局) そうですね。

(谷澤職務代理) じゃあ、この南側の狭い道から？

(笹本委員) そうですね。南側に少し細い道路が東西に走っていますが、そこから入っていく馬入れがあると思います。そこへ入る道路につきましては、申請人が今日来ていると思うので、聞いていただいて、耕作に関しては別に不具合はないみたいな感じなんですけどね。

(議長) 他に質問ございますか？・・・この○○●●さんは、納税猶予がすでにかかっている所はあるんですか？お父さんの時に。

(事務局) ○○△△さんの相続の時に、もうすでに納税猶予を受けております。この6ページの地図の右側の方に空白の部分がありますが、ここが生産緑地で農地になっておりまして、ここはすでにお父さんから●●さんが相続を受けて、その時にすでに適格者証明を受けて、納税猶予を受けて、ここもきれいに耕作している場所です。

(議長) では、合計で？

(事務局) お父さんのとき●, ●●●㎡の猶予を受けていて、今回と合わせて●●, ●●●㎡になります。

(議長) まあまあ広いですよ。

(嶋崎委員) 1つ教えてください。この案件というのは、要は、○○□さんが持っていた農地を相続するという事で、そこは猶予がかかっている場所なんですか？

(事務局) 元々、○○△△さんから○○□さんへの相続の時に、○○□さんで納税猶予を受けているんですね。

(嶋崎委員) 受けている訳だね。

(事務局)でも、〇〇〇さんが亡くなった時点で、その納税猶予は1回終わってしまうんですよ。死亡した段階で。要は〇〇△△さんの相続に対しての相続税については、受けた人が亡くなるまでやらなければいけない。それで〇〇〇さんが亡くなった事によって、〇〇△△さんに対する相続税は払わなくていいですよ、という事で終わります、次にまた相続する人は、またそこで相続税が発生するので、そこで猶予を受ける場合はまたこのように申請をしなければいけないという事です。

(嶋崎委員)はい、分かりました。ありがとうございます。

(議長)他にご質問はありませんでしょうか?・・・よろしいですかね?では、本人に入っていますか。

(〇〇氏入室)

(議長)お忙しいところ、ありがとうございます。農業委員会の甲野です。よろしくお願ひいたします。あきる野市●●●●●番地、〇〇●●さんでお間違いないでしょうか?それではこれから、農業委員から質問があるかと思いますが、誠実にお答えいただけますよう、よろしくお願ひいたします。それではご本人に入っていましたか。何かご質問はございますでしょうか?

(谷澤職務代理)ご苦労様です。あの、〇〇〇番地の方なんですけれども、自宅の裏という事で、地図で見ると周りに道がそんなにないような感じがするんですけど、これ、どこから入るような感じなんですか?

(〇〇氏)南側の所から馬入れが、1間ぐらいのがあります、そこから入るようになっています。

(谷澤委員)この〇〇〇番の南側は〇〇さんの畑ではない?

(〇〇氏)では、ないです。

(議長)他に質問ございますか?・・・それでは、今回はお母様の相続で、納税猶予をかけるという事なんですけれども、今まで、お父様の時にも納税猶予がかかっていると思うのですが、大体どのくらいの面積なんですか?お父様の時の。

(〇〇氏)父の分が、そうですね・・・全部で8反歩ほどだと思います。

(議長)かなり、面積がありますね。

(〇〇氏)そうですね。調整区域と生産緑地になっています。

(議長)では、これを足したら1町歩ぐらいですか?

(〇〇氏)そうですね。

(議長)あ、そうですか。他に何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?では、1町歩の畑をこれからやっていかれるんですけども、それに対する意気込みと言いますか、どういう風にやっていただけるのかを、おっしゃっていただきたいと思ひます。

(〇〇氏)現在、57歳でございます。60歳が定年でございますので、あと2年ちょっとです。2年ちょっと経ちましたら、全精力を傾けて、あきる野市の農業の発展に尽くしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)できるだけ、その2年の間も頑張ってくださいまして・・・

(〇〇氏)はい。

(議長) 他にご質問はございませんか？よろしいでしょうか？・・・それでは、ないようですので、今日はありがとうございました。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏退室)

(議長) それでは、退室していただきましたけれども、改めて伺いますが、質問はございませんでしょうか？

(嶋崎委員) では、せっかくですから、本人に聞けば良かったのですが、あの、全部露地ですか？

(議長) あ、それは・・・

(事務局) いや、〇〇〇さん、確かハウス、あったんじゃないかな？

(笹本委員) 小さいハウスが1棟あったかな・・・

(事務局) ご本人に確認しましたら、全部露地野菜という事です。

(議長) 他にご質問はないでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇●●さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして第2号議案、収受40について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは議案書2ページ目をお願いいたします。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成30年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・収受40 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて収受40について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。それではご報告させていただきます。6月20日、事務局と現地調査に行ってみました。案内図は8ページです。〇〇〇番です。ファーマーズセンターの反対側になりますね。五日市街道を挟んで北側です。五日市街道から●枚目、道路側が地主の□□さんが使っていたら、その奥を貸すという事で、現地を見ましたら、ネギがもう作付けされていて、きれいになっております。△△さんはファーマーズセンターの会員という事で、特に問題ないと思うのですが、審議のほど、お願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきました。何かご質問はございますか？

(谷澤職務代理) あの、確認なんですけど、この案件は去年の・・・新規じゃなくて、継続？

(事務局) 継続ですね。あの、1年前も同じ場所での案件がございまして、その時、契約期間を1年でご本人同士契約していますので、そのまま継続したいという事で、また今回も1年という事なのですが・・・

(谷澤職務代理) それはいいんですけど、次の案件もあって、要は5反の縛りというのは、これを貸す事によって影響はないのかという事と、活性化支援事業でいろいろ機械等も買って、そ

ういうところの整合性というのはちゃんと取る事ができるのかどうか。それは、どうなんですか？
(事務局) 5反の縛りの方は、貸す事によって、そこは経営面積から外れますので、その分マイナスになります。今回2つ出ておりますが、その内、収受40の〇〇〇番の●, ●●●㎡に関しては、すでに使用貸借で△△さんに貸していますので、この●, ●●●㎡はすでに経営面積から外れています。ですので、収受41の■■さんに貸す〇〇〇番〇の●●●㎡が新たに経営面積から外れますが、残りが●, ●●●㎡になりますので5反の縛りは問題ないと思います。活性化の方については、どういう形で申請しているのか、詳細は分からないのですが、確かハウスのところだったと思うのですが・・・

(事務局長) 活性化はハウスで申請しているので、ハウスの売り上げだとか、ハウスの経営状況で費用対効果を見ているので。

(谷澤職務代理) トラクターもあるよね？

(事務局) 露地の方もまだありますので・・・△△さんに貸している所は継続なので、元々そこは活性化事業には入れていないと思いますが・・・

(谷澤職務代理) でも、実際、ハウスっていうのは、土じゃないでしょう？だからハウスの中でトラクターとか使うっていう事は・・・

(事務局) あといくつか露地は残っているので・・・

(谷澤職務代理) 問題なければいいんだけど。

(事務局) そこは問題ないかと思います。

(議長) 他にご質問は？

(小田川委員) 単純にこの議案書の見方で恐縮なんですけど、借受人の借入地というのは、これまでこの人がトータルで借りている土地。貸渡人の●, ●●●㎡というのは、今回貸す2つの農地の分を引いた、残りの土地という事ですか？

(事務局) 引く前の数字ですね。この数字は今現在の経営面積になりますので、これで許可がおりれば、この2つの農地の面積が引かれたものが、□□さんの経営面積になります。ただ、△△さんに貸す所の●, ●●●㎡はすでに引かれていますので、■■さんの分の●●●㎡だけが、今回引かれる形になります。

(小田川委員) そうすると、次回、もう1回貸す場合には、また今回の分が引かれた数字になる訳ですね？

(事務局) そうですね。また□□さんがどこか別の所をどなたかに貸すという事であれば、今回の分を引いた数字で表示する事になっています。

(小田川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問は？

(笹本委員) 今回の収受40の方は昨年、1年間の契約期間。あの時も少し短いような気がして。やはり借りる方からすると、もし本当に畑を大事に使うのであれば、長い目で見て、有機から始まって、製品も考えてやらなきゃいけない。それでこういう貸し借りをする場合には、3条だとその期間というのは、なるべくなら少し長めに、長めと言っても3年ぐらいでもいいので、そういう指導というのは出来ないのですか？

(事務局) 基本的に、△△さんにしても■●さんにしても、利用集積で借りる事もできるので、事務局側からすると、やはり農業経営基盤強化促進法の利用集積で3年なり、5年なりという話でお願いはしているところではあるんですけど、お互いの話し合いの中で事情がありまして・・・

(笹本委員) そうした場合に、申請でこのマッチングをするのは、どこから話が始まったんですかね?あの、地権者の方から借りる人を探してもらえないかと話が始まったのか・・・

(事務局) ここは多分、相対である程度話をしたのと、事務局側から少し話を持ちかけているところはあと思うのですが、そこは岡野さんに確認をしてみます。

(笹本委員) あの、申請する方が、先ほど職務代理からも話がありましたが、自分も補助を受けているので、ちょっと、資料が送られてきた時に、あっ?と思ったんですよね。同じような考えで。やはり申請を受理する時に、やはりそういう話も少ししておかないと、ハウスだけに特化して行って、じゃあ他の所は・・・、って行ってしまうというのも、また考えものなのかなという気もするので、こういう意見が出たという事を伝えておいていただければと思います。

(事務局) はい、分かりました。

(議長) 他にご質問はございますか?

(田中克博委員) すみません。去年、これが出たという事で、その契約期間が1年という事なんですけど、これもまた1年なんですか?

(事務局) はい。今回もまた1年で、というお話です。

(田中克博委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問はございますか?よろしいでしょうか?

それでは、収受40について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続いて第2号議案、収受41について、事務局説明願います。

(事務局) はい。では引き続き、収受41を読み上げます。

(第2号議案・収受41 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは収受41について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。同じく6月20日、事務局の2人と現地調査に行って参りました。地図は同じく8ページになります。現地はファーマーズセンター第2駐車場の反対、五日市街道を挟んで北側になります。先ほどの場所から1つ●側を左に曲がって、現地はきれいにうなってあって、3柵ぐらいネギがもう植えてありました。■●さんもファーマーズセンターの会員という事で、特に問題はないかと思うのですが、よろしくご審議の程、お願いします。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきました。何かご質問ありますでしょうか?・・・これは全くの新規ですか?

(事務局) これは新規です。

(議長) 期間は？

(事務局) これも1年です。

(議長) 何かご質問はありますか？・・・借りる方はいいと思うのですが、確かに、先ほど皆さんからも意見がありましたように、補助等を受けていながら、と言いますか、貸してかなり省力化しちゃいますのは、ちょっとまずいような気もいたしますので、その辺は事務局の方からよろしくお願ひいたします。他に何かご質問ございませんか？

それでは、収受41について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局より説明願ひます。

(事務局) はい。それでは議案書3ページ目をお願いいたします。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成30年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて番号1を担当の平野委員、説明願ひます。

(平野委員) はい。では番号1を説明させていただきます。6月20日、事務局2人と私の3人で、現地の方に調査に行きまして。地図は9ページをご覧ください。現地はですね、雨間の信号を八王子方面へ行くと、東秋留橋を渡ります。地図で言うと、一番上の方に東秋留橋があります。渡ってから●●●メートルぐらい行った所を●に方に行きますと、現地があります。前平野会長の牛舎のすぐ●側にあたる所の農地でございます。○○○○-○はダイコン、トマト、オクラ、タマネギ等を生産されておりまして、△△△△-△は柿、タケノコ、梅、ミョウガ等々、いろんな果樹が植わっております。□□□□-□にはキウイフルーツとかアンズ、ブルーベリー等々、こちらも果樹類を生産されておりました。□□□□-□の一面には、庭先販売の無人販売所がありまして、そこでは、当日はタケノコ、アンズだとかを販売されておりまして、農業所得も得られているというような畑ではないかと推測できました。畑の状況としては、生産物は多種に渡っているのですが、管理の方は行き届いているように感じました。何ら問題はないと思いますが、ご協議の程よろしくお願ひいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきました。何かご質問ありますか？・・・この方はファーマーズの会員なんですか？

(平野委員) ではないです。

(議長) では、その無人販売で売っているという事？

(平野委員) そうですね。奥さんが主体でやっているのですが、どのくらい売り上げを上げているのかは、ちょっと分からないのですが、販売もして、ちゃんと農業所得もあるのかなというように思います。

(議長) 分かりました。他にご質問は？よろしいですか？

ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第3号議案、番号2を事務局、説明願います。

(事務局) はい。引き続き3ページをお願いします。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて番号2を担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明をさせていただきます。地図は10ページをお願いします。10ページの場所は〇〇番という所の畑ですが、非常に行きにくくてですね、〇〇番の右の方に、斜めにちょっと幅のある道があるのですが、これは昔からの農道なんですね。これは圏央道の側道から南斜めに入って来る道で、そこに入って来ますと、△△さんという家があって、その前に細い線があるのですが、そこが約6尺ぐらいの馬入れになっていまして、これが〇〇番の下の□□□さんという家の手前までいってる訳です。要するに角の所ですね。行った当時は若干草が、膝ぐらいまであったのですが、この畑の上の方、北側にサトイモが作ってあります。元々は栗林だったんですが、栗はほとんどなくなりまして、今はイモを作ったり、サツマを作ったりという事でやってたのですが、ちょっとここの所は非常に入りにくくて、草刈りがつい手遅れになってしまうと。と言うのはですね、この△△さんと□□□さんという家の南と後ろで、この馬入れの北と南側に全部塀ができたんです。だから軽トラで入って行くと、もう全然ドアが開かない。塀がありますから。そういう入口、ここだけしかないんですよ。だからつい億劫になってしまうという場所です。更に、この□□□さんという家から、ここは自転車が通るから車を置いては困るというような事まで、時々言われているようで、非常にやりにくくて・・・でも、やる気はあります。その後、21日に、20日に事務局と行って、21日に本人と会ってお話を聞いたら、そんな話をしていまして、今朝見たら、もうきれいに草も刈られて、イモもよく生えていました。それで、この〇〇番の北側の畑が●●議員のお父さんの畑で、この〇〇番の上の方の黒い線の所に馬入れがあって、そこから入れるように自分で交渉して、やってもらったと言っていました。そんな事で今はそこから入って畑を整理しているという事です。特に、年齢は74歳ですがやる気はありますので、ぜひお願いしたいなというところなんです。それからもう1つ、どこにもこういう例があるのかどうか、本人に聞いた話だと、線路から北へ何メートルの所は全部市街化になっているんですね。それでそこから先の北側は、私の土地もこの上の方にあるのですが、普通の農地になっていまして、この〇〇番の畑の3分の2ぐらいまでが市街化区域で、その残りは普通の調整区域という事です。非常に面白い構造になっているという場所です。そんな事をついでに聞きましたので、参考としてお話ししました。以上でございます。よろしくをお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をいただきました。何かご質問ございますで

しょうか？・・・質問はございませんか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。続きまして議案書4ページ目をお願いいたします。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成30年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて番号1を担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。説明いたします。この現場には、6月20日に事務局の方と一緒に見に行ってきた。地図は11ページです。地図の上下に秋川街道がありまして、上、北に行くと武蔵五日市の駅、下へ行くと小峰トンネルを超えて八王子の上川に出ます。留原という所が留原駐在所のある、信号のある交差点になっていて、その若干●側の所に現地があります。この地図では〇〇〇-〇の左側に住宅がありますがけれども、現在はこの畑の右側の三角の部分にも家が建ってまして、住宅に挟まれた畑になっています。この地図の留原交差点を通る、左右に走っている道路が、小和田から五日市ファーマーズセンターへ通う道になっていて、この畑は道路と同じ高さがありまして、毎朝のように見ている所なんですけど、これまでは、ここはジャガイモが植えられたり、ネギが植えられたりで、耕作されていまして、今年になりまして、草が目立ってくるとロータリーがかけられて、作付けがされないというのが続いてまして、どうしたのかなと思っていたところでありまして。現状はロータリーをかけた後の草が少し伸び始めてきたなというところですが、これまでもきれいに畑として耕作をされてきておりましたので、今回の申請のとおり的事ではないかなと思います。報告は以上です。

(議長) ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきました。何かご質問はございますか？
ないようですので、番号1について〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。議案書5ページ目をお願いいたします。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成30年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上です。

(議長) 続いて番号1を担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。では、ご説明いたします。現地の地図は12ページになります。現地確認は6月18日に行って参りました。現地なんですけれども、現地の前に細い道がありますけれども、この道は阿伎留病院から増戸に抜ける道でございます。阿伎留病院の方から来まして、太い道が狭くなって、狭くなってから●●メートルぐらい行った所が現地でございます。現在は耕耘してあったのですが、元々あまりやってなかったような畑でしたので、まだ草が、耕耘したけど残っていましたが、あと何回か耕耘をすれば、作付けができるような状態になると思います。申請人の〇〇君ですけれども、日の出の方の直売所の会員になっておりまして、認定新規就農者でございます。直売所等で話を聞きますと、まだまだ畑が足りないという事で、やる気のある人間でございます。この辺の農業を引っ張っていく1人だと思いますので、何ら問題ないと思います。よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をいただきました。何かご質問ございますか？

(小川委員) あの、〇〇さん、これを含めてどのぐらいの面積になったんでしょうか？

(事務局) 日の出町の方で●反。それと、〇〇さんは1年ちょっと前に、この●●の少し東側の所で●反ぐらい借りているので、今まででちょうど●●●ぐらい。今回の●反弱なので、合計で●町●反弱という面積になります。

(議長) 他にご質問、ございますか？・・・よろしいですか？

ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。0

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続いて番号2について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。引き続き5ページ目をお願いします。

(第5号議案・番号2 朗読)

以上です。

(議長) 続いて番号2を担当の橋本喜久司委員、説明願います。

(橋本喜久司委員) はい。それでは説明いたします。地図は13ページになります。6月20日に事務局の金子さんと現地を見て来ました。場所は五日市線沿いにありまして、この地図の少し下に五日市街道があります。右下の方に月極有料駐車場と書いてある所を下側に行きますと、五日市街道沿いに近藤醤油があります。その近藤醤油を●にずっと上がって行った所です。現地は、事前に私も、その3日ぐらい前に現地を見に行っただけなんですけど、きれいになってありました。作物は何も作っていません。きれいにはなっています。〇〇〇さんにつきましては、府中市の認定農業者で、府中の方でも●町歩ほどやっている方で、□□□□さんは草花にお住まいの方でなかなか農業が出来ないということです。詳しいことについては事務局に願いますでしょうか。以上です。

(事務局) それでは補足で説明させていただきます。利用権の設定を受ける〇〇〇さんにつきましてはですね、委員説明のとおり、府中市の認定農業者で、府中の方でも●町歩ほどやっております。お父さんも認定農業者で、〇〇〇さんも認定農業者で、別経営でやっております、府中の方ではかなり有数の農家でやられている方です。それで〇〇〇さん自身も、この線路の北側の所に、元々お父さんが農地を持っていて、2年ぐらい前に3条で世帯内贈与をやらせております。その時に通作などのお話も出たのですが、高速に乗って1時間かからないでこちらに来れるという事で、畑はできますと。それで贈与で受けた線路北の引田の所の畑についても、現在しっかりやられている状況です。〇〇〇さんにつきましては、もっとやりたいという意向もありまして、あきる野に土地もあるので、もし他にも良い所があれば是非というお話もあるので、今後もまたあるかも知れませんが、〇〇〇さんについては何ら問題ないです。貸す方の□□□□さんにつきましては、逆に普段草花からなかなか来れなくて、今まで出来てなかったという事で、快く貸していただいたという経緯があります。お2人については以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきました。何かご質問ございますか？

(小川委員) ここで何を作る予定なんでしょうか？私は□□□□さんの近所なんだけど、□□□□さんが出来ないという状況は分かるんですけど。

(事務局) 作付け計画としては、ジャガイモ、サトイモ、ネギ、エダマメ、ニンジンを植えたいという事で、出ております。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 府中が大元でそこで農業をやっている？

(事務局) やっています。

(嶋崎委員) 相当、大きいのですか？

(事務局) そうですね。自宅の周りで大分やられてて、自宅周りに●町歩ほど・・・府中の方だとナンバーワンぐらいの農家だと・・・

(事務局) この方は多分平井の出身ではないかと思えます。平井なので、この辺にも畑があるというところで、あきる野の農地を、自分の所の農地も使いながら、利用集積をしたいと。それで作付けなんかも、サトイモだったらサトイモを1枚全部に作付けて、それを毎年連作障害を避けるために、違う物を作付けしているような形ですね、見ていると。

(嶋崎委員) 前にも何か他でお話が出ましたか？

(事務局) 結構、日の出とかにも来てますね。

(議長) ここにも2度ぐらい来ていますね。本来は今回も来ていただくんですけど、実績があるので・・・

(栗原剛委員) 〇〇〇君を僕は良く知っていますが、地元の方ではハウスでトマトとかかなりやっていますし、彼も元農協の職員で、しっかりやられています。

(嶋崎委員) あ、そうですか。分かりました。ありがとうございました。

(議長) 本来は来ていただくんですけど、もう2度ほど来ていただいているので、もうそれで、畑も管理されているので、今回は呼ばなかったという経緯です。他に何かご質問ございますか？よろしいですかね？

それでは、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続いて番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。続きまして番号3を読み上げます

(第5号議案・番号3 朗読)

以上です。

(議長) 続いて番号3を担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る6月20日、事務局と現地を見て参りました。地図は最後のページ、14ページをお願いします。下の方にある道が五日市街道です。市民体育館前の信号を●に曲がって行った所の畑です。場所はきれいに耕耘されておりました。今後、ニンジン、キャベツ、ブロッコリー等を栽培する予定でいるそうです。また〇〇さんはファーマーズセンターの会員でもあります。よろしくをお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきました。何かご質問ございますか？

(橋本和夫委員) ここのところで、何回か〇〇さんがいろんな所で借りているのですが、現在どれくらいになっているのでしょうか？

(事務局) 元々、〇〇さん自身はそこまで所有農地は多くはないのですが、いろいろ利用集積して、今は●町●反、●●, ●●●㎡ほど、やっております。それで補足なのですが、今回の案件、新規となっておりますが、以前、□□さんの相続前の△△さんの時に、この土地を借りておりました。相続があつて、△△さんから□□さんに名義が変わったという事で、今回、新規扱いになっておりますが、元々ここは借りてやっていたという事になりますので、そこは承知しておいていただければと思います。

(議長) ここの●●, ●●●㎡に入っているんですか？

(事務局) ここは、1度、相続の時に契約が終わっているので入っていません。なので、ここを借りたら●町●反ぐらいです。

(嶋崎委員) ちょっと心配なのはね、ハウスもあるよね？まだ。家の前かな。1つダメになっちゃって・・・ハウスが多いとなかなかね、大変なのでね。露地をこれだけやるには・・・

(事務局) そんなにたくさんは持ってはないと思います。

(嶋崎委員) あ、そうですか。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは6月専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、7月25日、水曜日、午前9時30分から、あきる野市役所別館3階、第1会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時32分